

益城町復興支援活動報告

派遣先 益城町復旧事業課
所属 危機管理室 危機管理課
氏名 西山 定信
活動期間 平成29年4月1日～（継続中）

1 現地での業務

平成29年の4月に北九州市の任期付職員として益城町に派遣され、はや2年が過ぎようとしています。

益城町での配属先も昨年と同じ復旧事業課の工務係で、町の職員は係長以下5名、町の任期付き職員5人、他の自治体からの派遣職員6人、非常勤職員2名の18名です。

今年度の担当業務は昨年度に引き続き、道路や河川の災害復旧工事で舗装に亀裂や法面が崩壊した道路の復旧や護岸の崩れた河川の復旧工事を担当しています。

2 現地での活動経過

業務は復旧工事の積算、発注、監督、変更、検査までの流れで行っています。

昨年度に戸惑いのあった事務作業にも幾分慣れ、仕事の段取りにも若干の余裕が持てるようになってきました。

町内の工事の施工は、ほとんど町内の土木業者が請け負っていますが、ブロック工や舗装業者、作業員の不足は相変わらずで、工事の遅れは慢性化しています。

それでも町内の里道水路等を含む道路、河川、公園等の公共施設の復旧はかなり進んできております。

崩壊した路肩の石積み



被災状況



復旧後

3 現地での業務で困難であった点や改善すべき点

今年度は災害復旧事業として3年目で最終年度になりますが、残りの復旧工事は益城町の中心部で行われている区画整理地区内の道路を中心で、その計画や先行する県の工事、下水道などの工事と調整が必要であり、なかなか思うように進捗していません。

また、益城町も北九州市も同じ地方自治体ではありますが、事務作業の手順は北九州市とはかなりの違いがみられます。その違いはおそらく自治体ごとにあるのではないかと思います。そのため、業務を始めた初期には時間的なロスがかなりありました。

派遣してきた応援職員が少しでも円滑に事務を進めていくためには、業務の引き継ぎ事項とは別に、事務作業手順を詳細に説明したマニュアルをあらかじめ作成しておくことが必要ではないかと思います。

護岸が崩壊した河川



被災状況



復旧後

4 活動を通じて印象に残ったこと

最近は予想を超えた災害が発生することが多くなってきました。

九州内でも平成28年4月の熊本地震、平成29年7月の九州北部豪雨、それから、本市でも二人の方が亡くなられ、西日本を中心に全国的に被害をおよぼした平成30年7月の豪雨などが起きております。

災害はいつどこで起こるかわかりませんが、災害が起きたときに被害を最小限に食い止めるハード面の整備と併せて、これまでの被災自治体の検証結果報告などを参考に可能な限り具体的な行動を決めておくことと、あらゆる状態を想定した訓練を定期的に行うことが大切だと思います。

5 終わりに

震災後約3年が経ちますが、益城町の復旧・復興はいろいろな問題に突き当たりながらも本格的に進みつつある状態です。しかし、まだまだ様々な支援が必要であると思われます。これからも益城町の復興を応援していきたいと思っております。

平成 28 年熊本地震公共土木施設災害復旧事業

(災害派遣) を経験して

派 遣 先 益城町 復旧事業課 工務係
所 属 危機管理室 危機管理課
氏 名 小田 真史
活動期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

1 はじめに

益城町に来て、平成 29 年度から 2 年目になります。町を見渡すと最初に見たときと比べてたいぶ落ち着いてきた印象があります。しかし、細かいところを見ると、まだまだ震災の爪痕が見受けられます。

2 現地での業務

平成 29 年度に引き続き、公共土木施設災害復旧事業のなかで、道路災と河川災を担当しました。内容は実施設計、工事監督員としての現場立会、調整等、変更設計、熊本県との事業調整などです。

3 現地での活動経過

自分が担当した工事は中規模から大規模の工事が多く、比較的小さい規模の工事はあまりありませんでした。

中でも、擁壁の高さが 10 m を超える道路災害復旧工事は、平成 29 年 4 月に実施設計を始めて、地元杉堂地区との調整や、他事業（大規模盛土造成地滑動崩落対策事業）との調整、1 回目の入札での入札不調を乗り越えて、2 年弱、被災から 3 年を前に竣工を迎えました。地元の方々の協力もあり、工事は無事終わりました。



大型ブロック使用の擁壁　擁壁の上が被災道路（幅員は約4m）
上側下側の宅地はともに家屋は被災し解体されている



擁壁の使用材料　大型ブロック（側面）控長が2メートル（私の身長が182cm）

また、河川工事で家屋に近接している護岸の復旧で、査定では被災した既設護岸を撤去して新たな護岸を設置する計画でしたが、家屋への影響など施工が困難なため、設計変更（いわゆる重変）を申請することになりました。工法変更により、被災したコンクリート護岸を存置し、河川内に新たな護岸を設置しました。河川幅に余裕があったためできたことです。縦断勾配はぎりぎりでした。



施工状況 右側既設護岸が傾いているのがわかる

4 現地での業務で困難であった点や改善すべき点

通常の災害復旧事業と違って、例外的措置が取られているせいで、制度や積算設計条件の変更などがあり、発注時期により違うので、複数の工事を受け持っていると、混同して確認する作業が必要でした。

用地買収が伴う工事で、用地担当者と関係地権者の自宅（仮設住宅や引っ越したかたがおり、町外まで足を運ぶ必要があった）を訪問する機会があった。当該用地買収予定地は国土調査の際に、筆界未定のままの土地があり、まずは、2筆の境界を確定する作業が必要でした。しかし、その土地は断層があり、地震により土地がずれ動いていることが判明し、法務局との協議に時間がかかりました。通常の場合、熊本地震の土地の境界確定はパラメーター補正という方法により割と簡単にできることになっているそうですが、ずれやひずみの多い地域はこの方法が使えないため、ちょっと面倒な業務になりました。（測量業者と用地担当者が苦労した）

また、このような案件では工事の説明は当然のこと、過去の筆界が決まらなかつた経緯とかを本人または家族の方に聞き取り、納得する妥協点を見つけ、説明する必要がありました。地震で被災して通行ができなくなっているので、地域の役員さんたちの協力（説得？）もありということで、承諾が得られました。

このような体験は初めてであり、たぶん最後だと思います。

5 活動を通して印象に残ったこと

2年間、益城町で支援活動を行ってきましたが、益城町内では、震度7を2回受けたにもかかわらず、人的被害が物的被害に比べて少なかったと感じています。特

に地震に伴う火災は1件だけだと聞いています。これが人的被害の少なかった要因かもしれません。阪神淡路大震災や東日本大震災は火災による人的被害が多かったように記憶しています。特に東日本大震災は津波及び津波火災があったので多数の死者・行方不明者を出したと聞いています。

益城町では今なお、仮設住宅及びみなし仮設で生活をされている方がいます。災害公営住宅は少しずつですが、できてはいます。しかし大規模なものは、まだ先になるみたいで、まだ辛い生活をされている人たちがたくさんいます。復旧はできても、復興（精神的復興を含む）はまだまだ先になるのではないかと思います。

6 各自の業務の視点で、本市の防災に必要となること等

まず感じたことは、災害にあって、被災したときは、被災状況の写真をできるだけ数多く撮影しておくことが、とても大切だと感じました。これがのちのち補助金や起債の裏付け資料となるので、なければ大変困ります。特に災害査定もれとかで復旧を行わなければならない箇所は、重要な資料となります。これは、行政だけに限らず、各世帯でも同じことが言えると思います。罹災証明を発行してもらう場合、必要な資料になると思います。

このことは、日頃の備え、特にデジタルカメラを準備しておくこと、というのはスマートフォンでの撮影は、セキュリティ上、パソコンにつなぐことが好ましくない（難しい）からです。しかし、G P S機能がスマートフォンには、ついているのがほとんどなので、撮影場所の記録機能などを考えると、どちらがいいか迷うところです。

7 最後に

まだまだ、人が足りないと感じています。行政だけではなく、民間の建築工事などが滞っています。人手不足というのは、国内でいろんな業種・地方で見受けられます。被災地だけが人手不足というわけではないのですが、これからも安心・安全なまちづくりが続けられるようになればと思っています。